

苫小牧工業高等専門学校学生の自動車等通学 に関する規程

規則第16号

制 定 昭和53年4月1日

一部改正 昭和60年7月8日

一部改正 平成16年4月1日

一部改正 平成24年3月14日

一部改正 平成28年2月23日

第1条 この規程は、学生（専攻科学生は除く。）の交通安全を確保するため自動車、自動二輪車、原動機付自転車（以下「自動車等」という。）による通学について定めるものとする。

第2条 学生は、通学のために自動車等を使用することは原則として認めない。ただし、やむを得ず通学に自動車等の使用を必要とする場合は、事前に自動車等通学許可願（別紙第1号様式）を学級担任を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第3条 学生が自動車等により通学する場合は、法令を遵守するとともに校長より自動車等通学登録書（別紙第2号様式）の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により交付を受けた自動車等通学登録書は、登録した自動車等の所定の箇所に表示しなければならない。

第4条 第2条の規定により登録した自動車等を使用しなくなったとき、又は登録にかかわる事項を変更したときは、速やかに校長に届け出なければならない。

第5条 自動車等による通学を許可された学生は、常に交通法規に従い、安全運転に留意し、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 自動車等通学登録書を他人に使用させてはならない。
- 二 構内において、交通標識に従い、所定の駐車場に駐車するものとし、みだりに乗り廻してはならない。
- 三 自動車等を他人に貸与したり、他人を乗せてはならない。
- 四 本校構内では徐行し、歩行者等の安全と騒音の防止に努めること。

第6条 法令及びこの内規に違反したときは、自動車等の使用制限及び処分の対象とすることがある。

附 則

- 1 この内規は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 学生の原動機付自転車並びに自動二輪車等の使用に関する内規（昭和42年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この内規は、昭和60年7月8日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別紙第1号様式（第2条関係）

自動車等通学許可願

年 月 日

苫小牧工業高等専門学校長 殿

保護者住所 _____

保護者氏名 _____ 印

学生氏名 _____

学年・組 _____ 学年 _____ 組

下記の理由により、通学時に自動車等を使用したいので、ご許可くださるようよろしく
お願いします。

記

理由

.....
.....
.....
.....
.....
.....

現住所					
通学経路	別紙のとおり	通学距離	km	所要時間	時間 分
車種・車名			登録番号		
所有者	氏名（ ）住所（ ）				
運転免許	免許証番号		取得年月日	年 月 日	
	免許の種類	原付・自二・普通	有効期限	年 月 日	
任意保険	加入の有無（有・無）				

担 任	_____ 印
-----	---------

ステッカーNo.	_____
----------	-------

自動車等通学登録書

氏名	
所属	
車両番号	

通学用

苫高専

1 6 0 1

有効期限 年 3 月 3 1 日

苫小牧工業高等専門学校